令和６年度診療報酬改定伝達講習
在宅医療

令和6年度診療報酬改定伝達講習
在宅医療

- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料における情報通信機器を用いた診療に関わる評価の新設（218点）
- 在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算の減点（1000点→960点）

在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料における情報通信機器を用いた診療に係る評価の新設

在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料における情報通信機器を用いた診療に係る評価の新設

- 情報通信機器を用いた診療における閉塞性無呼吸症候群に対する持続陽圧呼吸（CPAP）療法を実施する際の基準を踏まえ、情報通信機器を用いた場合の在宅持続陽圧呼吸療法指導管理について、新たな評価を行う。

現行	改定後
【在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料】 ［算定要件］ （新設）	【在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料】 ［算定要件］ 注３　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料２を算定すべき指導管理を情報通信機器を用いて行った場合は、２の所定点数に代えて、218点を算定する。
［施設基準］ （新設）	［施設基準］ 情報通信機器を用いた診療の届出を行っていること。

令和6年度診療報酬改定の概要　（医科全体版）49ページ
https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001221676.pdf

在宅医療

C107-2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料

1 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料1 2,250点

2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2 250点

注1 在宅持続陽圧呼吸療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅持続陽圧呼吸療法に関する指導管理を行った場合に算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、2を算定し、CPAPを用いている患者について、前回受診月の翌月から今回受診月の前月までの期間、遠隔モニタリングを 用いて療養上必要な管理を行った場合は、遠隔モニタリング加算として、150点に当該期間の月数(当該管理を行った月に限り、2月を限度とする。)を乗じて得た点数を、所定点数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2を算定すべき指導管理を情報通信機器を用いて行った場合は、2の所定点数に代えて、218点を算定する。

告示154ページ

実勢価格等を踏まえた検体検査等の評価の適正化

検体検査の評価の見直し

- 衛生検査所検査料金調査により得られた実勢価格等に基づき、保険償還価格と実勢価格の乖離が大きい検査について、評価を見直す。

現行		改定後
血液化学検査　10項目以上	106点	103点
脳性Ｎａ利尿ペプチド（ＢＮＰ）	133点	130点
ＳＡＲＳ-ＣｏＶ-２抗原定性	300点	150点

材料加算の評価の見直し

- 在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算について、材料の実勢価格及び使用実態等を踏まえ、評価を見直す。

現行		改定後
在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算	1,000点	960点

- 在宅ハイフローセラピー装置加算について、材料の実勢価格及び使用実態等を踏まえ、評価を見直す。

現行	改定後
【在宅ハイフローセラピー装置加算】 1,600点	【在宅ハイフローセラピー装置加算】 1　自動給水加湿チャンバーを用いる場合　3,500点 2　1 以外の場合　2,500点

令和6年度診療報酬改定の概要　（医科全体版）373ページ
https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001221676.pdf

在宅医療

C165 在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算

1 ASVを使用した場合 3,750点

2 CPAPを使用した場合 960点

注 在宅持続陽圧呼吸療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、持続陽圧呼吸療法用治療器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。

告示160ページ